

買収防衛策の導入に係る上場制度の整備等に伴う株券上場審査基準等の一部改正について

平成18年4月28日
株式会社名古屋証券取引所

1. 改正趣旨

当取引所は、買収防衛策の導入に係る適時開示をはじめとする上場制度の整備を行うとともに、定款の記載内容が株主・投資者の投資判断に与える影響の大きさに鑑み、定款の変更に係る適時開示の制度を整備するため、「株券上場審査基準」等の一部改正を行うこととする。

2. 改正概要

(備 考)

(1) 適時開示

買収防衛策の導入又は発動に伴う新株又は新株予約権の発行については、発行価額の大小にかかわらず開示を要することとする。

・適時開示規則の取扱い1の2 a

(2) 上場審査基準

新規上場申請者が買収防衛策を導入している場合には、「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていないこと」を上場審査における適格性の要件とする。

・株券上場審査基準の取扱い1(2)eの(a)及び5(1)eの(b)等

(3) 上場廃止

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当取引所が認めた場合において、6か月以内に当該状態が解消されないときには、上場を廃止するものとする。

・株券上場廃止基準第2条第1項第17号、同取扱い1(14)

「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当取引所が認めた場合」には、次の行為を行っているとして当取引所が認めた場合を含むものとする。

ライツプランのうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入

ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(会社の事業目的、拒否権付種類株式の発行目的、権利内容及び割当対象者の属性その他の条件に照らして、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと当取引所が認める場合を除く)

(4) 定款変更に係る適時開示等

上場会社の業務執行を決定する機関が「定款の変更」を行うこ

・適時開示規則第2条第1

とについての決定をした場合に、その内容を開示しなければならないこととする。

上場会社は、定款の変更後遅滞なく変更後の定款を電磁的記録により提出するものとし、当該書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

項第1号a h、同取扱い
5(3)fの2等

3. 施行日

- ・平成18年5月1日から施行する。
- ・施行日において現に上場会社（上場外国会社を除く。）である会社は、平成18年7月31日までに当取引所に定款を電磁的記録により提出するものとし、当該書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

以 上